

大和市立病院の診療科目を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月14日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第5号

大和市立病院の診療科目を定める規則の一部を改正する規則

大和市立病院の診療科目を定める規則（平成20年大和市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条中「腎臓^{じん}内科」を「腎臓^{じん}内科」に、「乳腺^{せん}外科」を「乳腺^{せん}外科」に改め、同条に次の1号を加える。

(13) 歯科^{くう}口腔外科

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。